

令和8年度 東京都自立支援協議会の活動方針（案）等について

東京都自立支援協議会は、第9期（令和7・8年度）テーマ「合理的配慮により当事者参画を推し進め、都全体の相談支援体制拡充のため協議会間の連携強化を図る。」のもと、下記の令和8年度活動方針を掲げ、情報発信・情報共有のツールを活用して、令和8年度の活動を行う。

記

1 令和8年度活動方針（案）

**地域の多彩な立場がつながり合い、
当事者が望む地域生活を支える重層的な相談支援体制を考える。**

（設定理由）

令和7年度は「当事者が望む地域生活を支える相談支援とは何かを考える」を活動方針とし、当事者の語りや地域の取組を通じて検討を行った。

交流会やセミナー等の活動を通じて、①当事者の本音や希望を基にした支援が求められていること②多機関の連携による支援が必要であること③支援者が課題を抱え込みやすい状況があること、が課題として認識された。

これらの課題に対応し、相談支援体制を拡充するには、①当事者の困りごとを委託相談などで広く受け止めること②支援を切れ目なくつなぐこと③現場で対応する支援者を支える仕組みを整えること、が重要であり、基幹相談支援センター、委託相談、地域生活支援拠点、協議会等が連携した重層的な支援体制が不可欠であると考えられる。

以上を踏まえ、令和8年度は、「当事者が望む地域生活を支える相談支援」の実現に向け、地域で連携して支える仕組みを具体化する段階と位置付け、相談支援体制のさらなる拡充を図ることを目的として活動方針を設定する。

2 令和8年度活動計画（案）【資料4】

令和7年度と同様に、委員は「当事者参画推進グループ」及び「協議会活性化グループ」に分かれて、それぞれの立場から企画等に携わるものとする。

また、活動の考え方は、【資料5】のとおり、活動方針を年間通してのテーマと位置付け、各取組を相互に連動させながら実施する。グループ編成は昨年度に引き続くものとする。

3 情報発信・情報共有のツール

活動を推進するため、以下のツール（案）を活用し、地域間の連携強化及び取組の共有を図る。【資料6】

- （1）地域自立支援協議会交流会：地域の取組事例や課題を持ち寄り「重層的な相談支援体制」の見える化、連携のあり方を共有
- （2）東京都自立支援協議会セミナー：重層的な相談支援体制や委託相談の役割を発信
- （3）自立支援協議会担当者連絡会：地域協議会事務局が“地域のつなぐ役割”を担えるよう実施
- （4）東京都内の自立支援協議会の動向（動向集）：都内の取組状況を整理し、活用可能な事例として共有する